

奏聞終りて陣へ参りて大臣に返し給ふて、職事退く、

次召内記令持宣命、内記留立小庭、次官人令撤軾、次大臣起座向休幕、内記相従、大臣入休幕、仰可送宣命使休所之由於内記、

此休幕は宜陽殿のうしる、敷政門南、大臣宿所と申所に、兼て内辨の禮服を著玉ふ所をもうけ幕を引置也、是をやす幕と云、内記是まで宣命を持したがひゆく也、内辨の仰をうけ玉はりて、内記宣命を宣命使の休幕に持参らする也、

此間褰帳左女王、右典侍、向休幕、

高御座の壇上の八方の御柱にかくる紫の小葵の織物、裏は紅打四帖、かゝぐる御帷子を帳と云、褰帳の女王典侍の休らふまくの所を休まくとはあれども、屏風をもて御後の母屋のほとりに設け有也、褰帳は天子高御座に出御の時帳をかゝぐる也、

次執柄率公卿見南殿御装束、

御装束とは總じてまうけ構へる高御座をはじめ諸の具を云、其もろくの具とは、布毯筵道高御座の御装束は、金銅の帽額、同じく蛇舌壇上の錦弘御座、りようびんの御座、大褥小にく、或劔璽の御机、御帷子、關白殿の座、はどりの女孺代の床子、親王代擬侍従少納言等の氈代等、其外御壁代、獅子狛のたぐひ、獸形の帽額等、ことごとくかぞへがたし、

先是諸衛服大儀、各勒所部立於前庭、

諸衛とは、左右の近衛、左右の衛門の府を云、凡即位并朝賀これを大儀と云、上下禮服をつく、

左右衛門居承明門腋左右、各用胡床、

卷纓、老懸、鬬腋、弓箭、帶劔にて、あぐらをまうけ腰を掛る也、

中務少輔率内舍人等左右分陣、近衛南、左右大將代以下率所部陣、中務陣北、謂之華樓陣、